

3．立入検査の結果について（平成21年度）

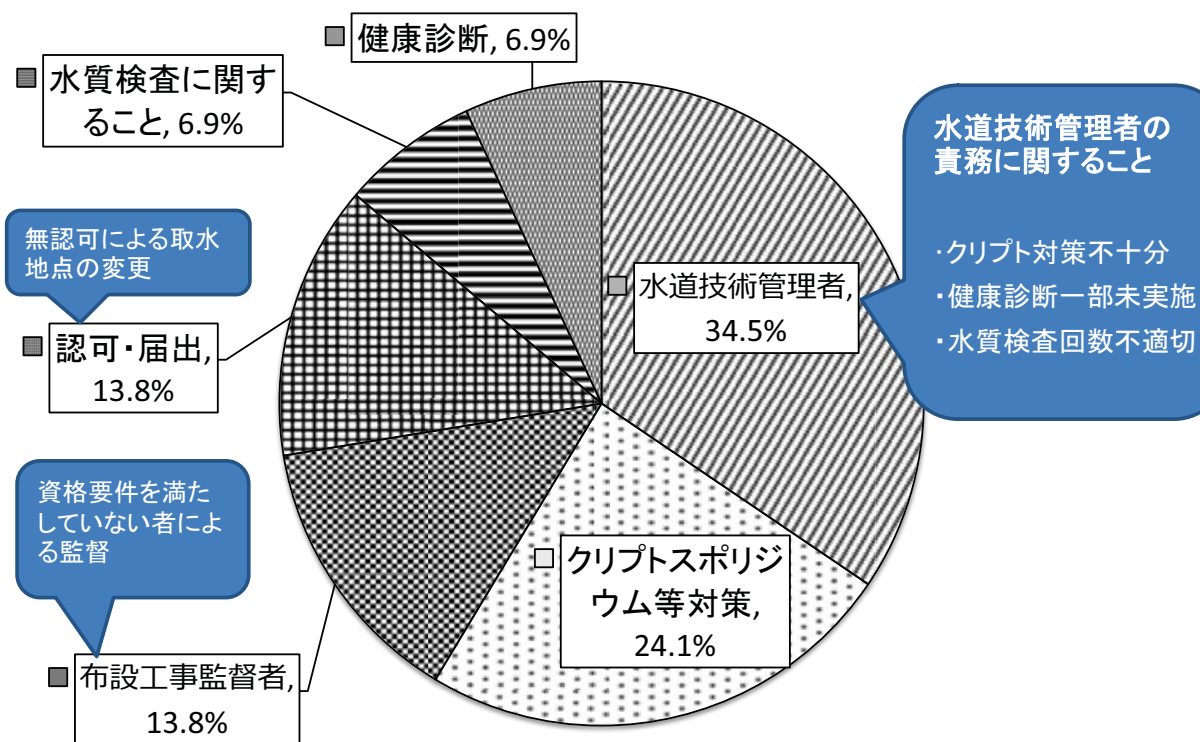
（1）立入検査実施件数

大臣認可事業者（平成21年度4月1日現在 487事業者）の内、51事業者に実施。

（2）立入検査結果

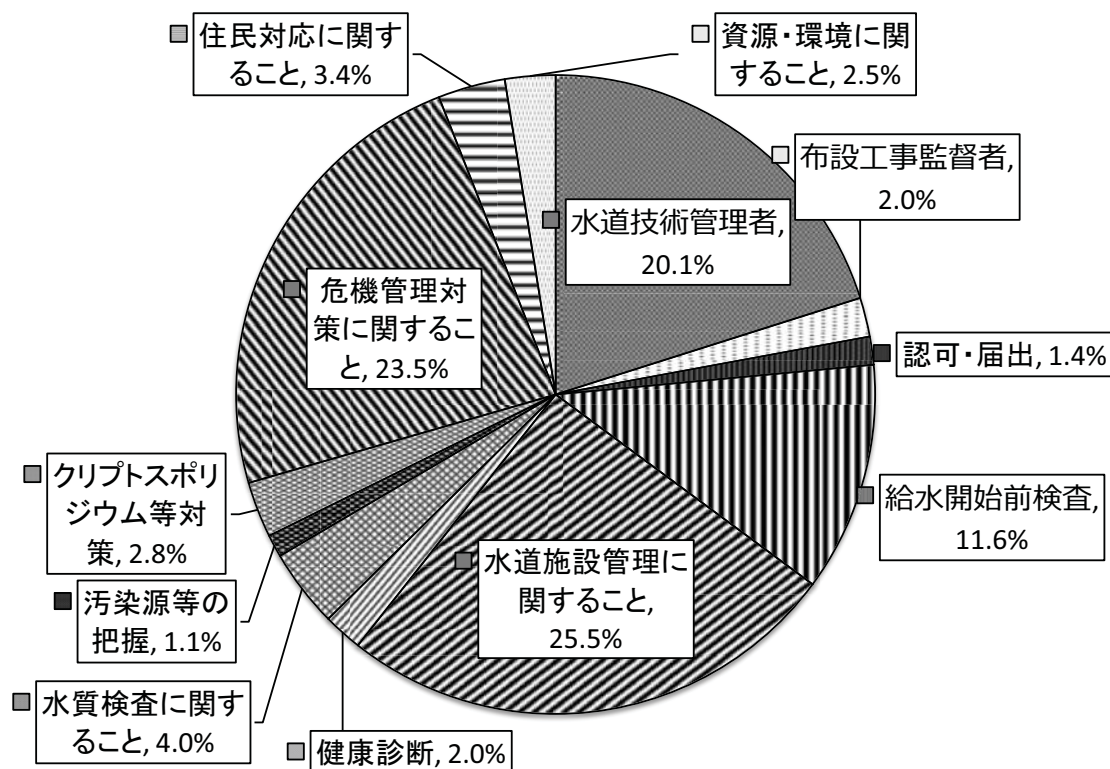
文書指摘：延べ 29件
口頭指摘：延べ353件

H21 立入検査・文書指摘数の割合



1

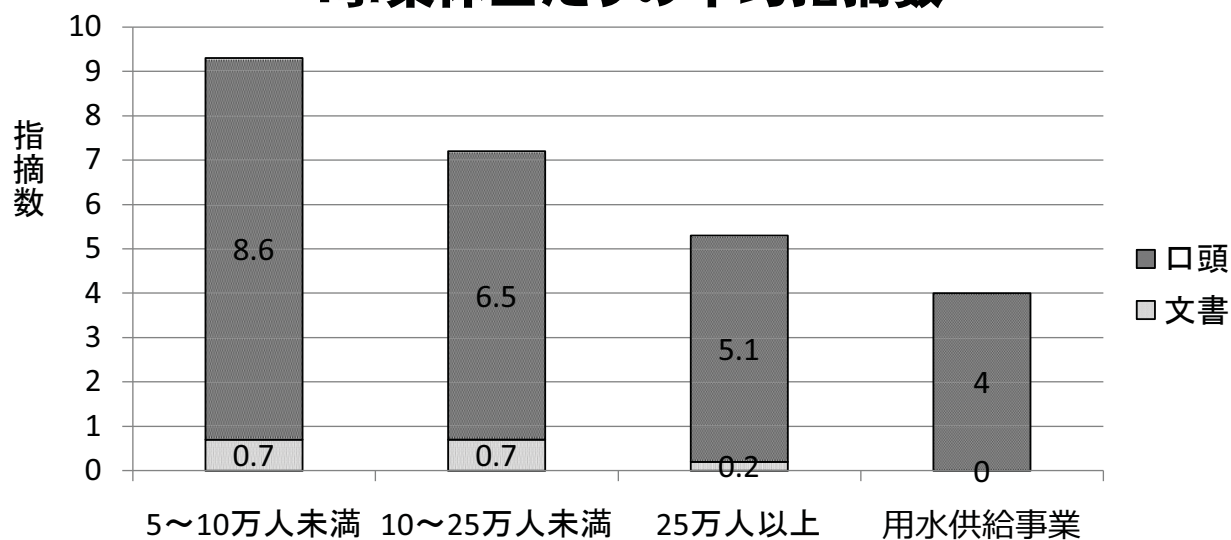
H21 立入検査・口頭指摘数の割合



2

H21 立入検査結果（全体傾向）

1事業体当たりの平均指摘数



水道事業の計画給水人口規模及び用水供給事業の区分

平成 21 年度立入検査における文書指導事項及び口頭指導事項延べ件数

指摘事項	文書指摘		口頭指摘	
	件数	割合	件数	割合
資格に関すること	14	48.3%	78	22.1%
水道技術管理者	10	34.5%	71	20.1%
布設工事監督者	4	13.8%	7	2.0%
認可等に関すること	4	13.8%	46	13.0%
認可	4	13.8%	0	0.0%
各種届出	0	0.0%	5	1.4%
給水開始前検査	0	0.0%	41	11.6%
水道施設管理に関すること	0	0.0%	90	25.5%
衛生管理に関すること	2	6.9%	7	2.0%
健康診断	2	6.9%	7	2.0%
衛生上の処置	0	0.0%	0	0.0%
水質検査に関すること	2	6.9%	14	4.0%
水質管理に関すること	7	24.1%	14	4.0%
汚染源等の把握	0	0.0%	4	1.1%
クリプトスポリジウム対策	7	24.1%	10	2.8%
危機管理対策に関すること	0	0.0%	83	23.5%
住民対応に関すること	0	0.0%	12	3.4%
資源・環境に関すること	0	0.0%	9	2.5%
その他	0	0.0%	0	0.0%
計	29	100%	353	100%

平成 21 年度立入検査文書指摘事項

四街道市水道事業

- 水道法第 10 条の規定により、水道事業者は取水地点を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業においては、取水地点を変更しているにもかかわらず、認可を受けていなかった。今後は早急に事業変更認可の申請を行い、認可を受けること。

大崎市水道事業

- 水道法第 5 条第 1 項第 4 号、同条第 4 項及び水道施設の技術的基準を定める省令第 5 条第 1 項第 8 号の規定により、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、浄水施設にこれらを除去することができるろ過等の設備が設けられていなければならないが、貴水道事業においては、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがあるにもかかわらず、当該設備が設けられていなかった。

今後は上記法令の規定に従い、ろ過又は紫外線による浄水処理の設備を設けるか、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平成 19 年 3 月 30 日付健水発第 0330005 号）に基づく水源対策を行うこと。

- 水道技術管理者は、水道法第 19 条第 2 項の各号に示す事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督することとされているが、貴水道事業においては、上記に示すとおり、同項第 1 号に掲げる事項に関する事務及び監督が必ずしも十分に行われていない状況が見受けられた。

今後、水道技術管理者は、当該事務及び職員の監督を適切に行うとともに、水道事業者にあつては水道技術管理者が当該事務及び職員の監督を適切に行えるような体制を整えること。

高崎市水道事業

- 水道法第5条第1項第4号、同条第4項及び水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第8号の規定により、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、浄水施設にこれらを除去することができるろ過等の設備が設けられていなければならないが、貴水道事業においては、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがあるにもかかわらず、当該設備が設けられていなかった。

今後は上記法令の規定に従い、ろ過又は紫外線による浄水処理の設備を設けるか、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平成19年3月30日付健水発第0330005号）に基づく水源対策を行うこと。

- 水道技術管理者は、水道法第19条第2項の各号に示す事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督することとされているが、貴水道事業においては、上記に示すとおり、同項第1号に掲げる事項に関する事務及び監督が必ずしも十分に行われていない状況が見受けられた。

今後、水道技術管理者は、当該事務及び職員の監督を適切に行うとともに、水道事業者にあつては水道技術管理者が当該事務及び職員の監督を適切に行えるような体制を整えること。

松本市水道事業

- 水道事業者は、水道法第20条第1項の規定に基づく定期の水質検査の検査回数については、同法施行規則第15条第1項第3号の規定により行うことになっているが、貴水道事業においては、一部の項目に係る検査の回数が適切に行われていなかった。

今後は同施行規則の規定に基づいた検査を行うこと。

- 水道技術管理者は、水道法第19条第2項の各号に示す事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督することとされているが、貴水道事業においては、上記に示すとおり、同項第4号に掲げる事項に関する事務及び監督が必ずしも十分に行われていない状況が見受けられた。

今後、水道技術管理者は、当該事務及び職員の監督を適切に行うとともに、水道事業者にあつては水道技術管理者が当該事務及び職員の監督を適切に行えるような体制を整えること。

加賀市水道事業

- 水道法第 12 条第 2 項の規定により、水道事業者は水道の布設工事を施行する場合、当該工事の施工に関する技術上の監督業務を同法施行令第 4 条で定める資格を有する者に行わせることになっているが、貴水道事業においては資格要件を満たしていない者が監督していた。

今後は同施行令で定める資格を有する者に行わせること。

- 水道法第 10 条の規定により、水道事業者は取水地点を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業においては、取水地点を変更しているにもかかわらず、認可を受けていなかった。

今後は早急に事業変更認可の申請を行い、認可を受けること。

伊那市水道事業

- 水道法第 5 条第 1 項第 4 号、同条第 4 項及び水道施設の技術的基準を定める省令第 5 条第 1 項第 8 号の規定により、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、浄水施設にこれらを除去することができる過等の設備が設けられていなければならないが、貴水道事業においては、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがあるにもかかわらず、当該設備が設けられていなかった。

今後は上記法令の規定に従い、ろ過又は紫外線による浄水処理の設備を設けるか、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平成 19 年 3 月 30 日付健水発第 0330005 号）に基づく水源対策を行うこと。

- 水道技術管理者は、水道法第 19 条第 2 項の各号に示す事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督することとされているが、貴水道事業においては、上記に示すとおり、同項第 1 号に掲げる事項に関する事務及び監督が必ずしも十分に行われていない状況が見受けられた。

今後、水道技術管理者は、当該事務及び職員の監督を適切に行うとともに、水道事業者にあつては水道技術管理者が当該事務及び職員の監督を適切に行えるような体制を整えること。

飯田市水道事業

- 水道法第 10 条の規定により、水道事業者は取水地点を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業においては、取水地点を変更しているにもかかわらず、認可を受けていなかった。今後は早急に事業変更認可の申請を行い、認可を受けること。

鴻巣市水道事業

- 水道法第 21 条第 1 項の規定により、水道事業者は取水場、浄水場、配水池において業務に従事している者について、同法施行規則第 16 条第 1 項に定める定期及び臨時の健康診断を行わなければならないが、貴水道事業においては、浄水場等に勤務する職員の一部に対して健康診断を同項に定める頻度で実施していなかった。

今後は、同項に定める頻度で健康診断を実施すること。

- 水道技術管理者は、水道法第 19 条第 2 項の各号に示す事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督することとされているが、貴水道事業においては、上記に示すとおり、同項第 5 号に掲げる事項に関する事務及び監督が必ずしも十分に行われていない状況が見受けられた。

今後、水道技術管理者は、当該事務及び職員の監督を適切に行うとともに、水道事業者にあっては水道技術管理者が当該事務及び職員の監督を適切に行えるような体制を整えること。

結 城 市 水 道 事 業

- 水道法第 12 条第 2 項の規定により、水道事業者は水道の布設工事を施行する場合、当該工事の施行に関する技術上の監督業務を同法施行令第 4 条で定める資格を有する者に行わせることになっているが、貴水道事業においては資格要件を満たしていない者が監督していた。

今後は同施行令で定める資格を有する者に行わせること。

- 水道法第 21 条第 1 項の規定により、水道事業者は取水場、浄水場、配水池において業務に従事している者について、同法施行規則第 16 条第 1 項に定める定期及び臨時の健康診断を行わなければならないが、貴水道事業においては、浄水場等に勤務する職員に対して健康診断を同項に定める頻度で実施していなかった。

今後は、同項に定める頻度で健康診断を実施すること。

- 水道技術管理者は、水道法第 19 条第 2 項の各号に示す事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督することとされているが、貴水道事業においては、上記に示すとおり、同項第 5 号に掲げる事項に関する事務及び監督が必ずしも十分に行われていない状況が見受けられた。

今後、水道技術管理者は、当該事務及び職員の監督を適切に行うとともに、水道事業者にあっては水道技術管理者が当該事務及び職員の監督を適切に行えるような体制を整えること。

三原市水道事業

- 水道法第 12 条第 2 項の規定により、水道事業者は水道の布設工事を施行する場合、当該工事の施行に関する技術上の監督業務を同法施行令第 4 条で定める資格を有する者に行わせることになっているが、貴水道事業においては資格要件を満たしていない者が監督していた。

今後は同施行令で定める資格を有する者に行わせること。

- 水道法第 5 条第 1 項第 4 号、同条第 4 項及び水道施設の技術的基準を定める省令第 5 条第 1 項第 8 号の規定により、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、浄水施設にこれらを除去することができるろ過等の設備が設けられていなければならないが、貴水道事業においては、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがあるにもかかわらず、当該設備が設けられていなかった。

今後は上記法令の規定に従い、ろ過又は紫外線による浄水処理の設備を設けるか、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平成 19 年 3 月 30 日付健水発第 0330005 号）に基づく水源対策を行うこと。

- 水道技術管理者は、水道法第 19 条第 2 項の各号に示す事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督することとされているが、貴水道事業においては、上記に示すとおり、同項第 1 号に掲げる事項に関する事務及び監督が必ずしも十分に行われていない状況が見受けられた。

今後、水道技術管理者は、当該事務及び職員の監督を適切に行うとともに、水道事業者にあっては水道技術管理者が当該事務及び職員の監督を適切に行えるような体制を整えること。

三条市水道事業

- 水道法第5条第1項第4号、同条第4項及び水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第8号の規定により、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、浄水施設にこれらを除去することができるろ過等の設備が設けられていなければならないが、貴水道事業においては、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがあるにもかかわらず、当該設備が設けられていなかった。

今後は上記法令の規定に従い、ろ過又は紫外線による浄水処理の設備を設けるか、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平成19年3月30日付健水発第0330005号）に基づく水源対策を行うこと。

- 水道技術管理者は、水道法第19条第2項の各号に示す事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督することとされているが、貴水道事業においては、上記に示すとおり、同項第1号に掲げる事項に関する事務及び監督が必ずしも十分に行われていない状況が見受けられた。

今後、水道技術管理者は、当該事務及び職員の監督を適切に行うとともに、水道事業者にあつては水道技術管理者が当該事務及び職員の監督を適切に行えるような体制を整えること。

栗東市上水道事業

- 水道法第12条第2項の規定により、水道事業者は水道の布設工事を施行する場合、当該工事の施行に関する技術上の監督業務を同法施行令第4条で定める資格を有する者に行わせることになっているが、貴水道事業においては資格要件を満たしていない者が監督していた。

今後は同施行令で定める資格を有する者に行わせること。

掛川市水道事業

- 水道法第 10 条の規定により、水道事業者は取水地点を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業においては、取水地点を変更しているにもかかわらず、認可を受けていなかった。
今後は早急に事業変更認可の申請を行い、認可を受けること。

- 水道法第 5 条第 1 項第 4 号、同条第 4 項及び水道施設の技術的基準を定める省令第 5 条第 1 項第 8 号の規定により、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、浄水施設にこれらを除去することができる過等の設備が設けられていなければならないが、貴水道事業においては、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがあるにもかかわらず、当該設備が設けられていなかった。

今後は上記法令の規定に従い、ろ過又は紫外線による浄水処理の設備を設けるか、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平成 19 年 3 月 30 日付健水発第 0330005 号）に基づく水源対策を行うこと。

- 水道技術管理者は、水道法第 19 条第 2 項の各号に示す事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督することとされているが、貴水道事業においては、上記に示すとおり、同項第 1 号に掲げる事項に関する事務及び監督が必ずしも十分に行われていない状況が見受けられた。

今後、水道技術管理者は、当該事務及び職員の監督を適切に行うとともに、水道事業者にあつては水道技術管理者が当該事務及び職員の監督を適切に行えるような体制を整えること。

- 水質検査計画に記載しなければならない事項については、水道法施行規則第 15 条第 7 項に定められているが、貴水道事業においては、同項第 1 号「水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの」及び同項第 5 号「法第 20 条第 3 項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容」が記載されていなかった。

今後は、規定に基づき適切に記載すること。

伊東市上水道事業

- 水道法第5条第1項第4号、同条第4項及び水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第8号の規定により、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、浄水施設にこれらを除去することができるろ過等の設備が設けられていなければならないが、貴水道事業においては、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがあるにもかかわらず、当該設備が設けられていなかった。

今後は上記法令の規定に従い、ろ過又は紫外線による浄水処理の設備を設けるか、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平成19年3月30日付健水発第0330005号）に基づく水源対策を行うこと。

- 水道技術管理者は、水道法第19条第2項の各号に示す事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督することとされているが、貴水道事業においては、上記に示すとおり、同項第1号に掲げる事項に関する事務及び監督が必ずしも十分に行われていない状況が見受けられた。

今後、水道技術管理者は、当該事務及び職員の監督を適切に行うとともに、水道事業者にあつては水道技術管理者が当該事務及び職員の監督を適切に行えるような体制を整えること。

平成 21 年度 立入検査口頭指摘事項（具体例）

項目	指 摘 事 項	件数
資格に関すること		78
	水道技術管理者	71
	水道技術管理者となる者の要件、責務及び権限に関する規則を整備すること。	
	水道技術管理者においては、今回指摘した事項に係る業務のうち、以下の業務への従事、及び当該業務に従事する他の職員の監督について万全を期すること。また、水道事業者にあつては、水道技術管理者がその業務を適切に行えるような体制を整備すること（水道技術管理者の責務に関すること）。	
	布設工事監督者	7
	水道の布設工事監督者の指名が適切に行われていないため、監督者自身が自らが監督者であることを確認出来る書類がなかった。今後は適切に指名を行うこと。	
	水道の布設工事以外の工事についても、布設工事に準じて監督業務を実施するべきであるが、無資格者が監督する体制になっていた。今後は総括、主任監督員の設置も含めて検討を行い、改善すること。	
認可等に関すること		46
	認可	0
	各種届出	5
	各種届出を速やかに提出すること。	
	給水開始前検査	41
	配水施設（配水池を除く）及び給水施設の新設、増築、改造等の場合において給水開始前検査に準じ必要な検査を行うこと。	
	給水開始前検査規則を整備すること。	
水道施設管理に関すること		90
	給水区域内の水圧状況の把握に努めること。	
	鉛給水管の布設状況を把握し、更新計画を策定するとともに、住民への周知を図ること。	
	管路、施設の健全度評価、耐震性能評価を実施し、更新・耐震計画を策定すること。	
衛生管理に関すること		7
	健康診断	7

	定期の健康診断の際には、腸チフス菌、パラチフス菌についても検査を実施すること。	
	衛生上の措置	0
水質検査に関すること		14
	水質検査の採水地点については、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を採水地点とすること。 定期の水質検査の回数を減じるにあたり、減じることができる要件を満たしているかの事前確認を行うこと。	
水質管理に関すること		14
	汚染源の把握 水源付近及びその後背地域について、関係行政機関等と協力し、汚染源及び汚染の可能性の有無、汚染物質の排出状況の把握等を十分にを行うこと。 水源について、汚染源となるおそれのある施設を把握するため、マップ等を作成し把握すること。	4
	クリプトスポリジウム対策 クリプトスポリジウム等が検出された場合の対策マニュアルを整備すること。	10
危機管理対策に関すること		83
	応急復旧体制を整備し、また、関係機関と連携し、基幹病院等重要な施設に係る応急給水体制を構築すること。 災害等における危機管理について、必要が生じたときに速やかに需要者が情報を入手できるようにするとともに、耐震性能や耐震化に対する取組・断水発生時の応急給水体制などについて定期的に情報提供を行うこと。	
住民対応に関すること		12
	需要者からの水質検査等の請求（苦情等を含む）の内容及び処理状況を記録すること。 水道施設の耐震性能や耐震化に対する取組について積極的に情報提供を行うこと。	
資源・環境に関すること		9
	浄水場等からの排水が生活環境保全上支障がないかどうか確認すること。	